

今後の防止策を講ずるための整理メモ

1. 第3回目の本協議会は、これまでの議論を受けてセクハラを防止するための具体的方策を議論することとなっている。

2. そのためには、今回の米沢キャンパスで生じたセクハラ事案が、大学内外から隠蔽ではないかと疑われるなど厳しい社会的批判を浴びた根本原因がどこにあったかを、これまでの議論の整理の中から確認しておく必要がある。こうした、視点から見た場合、工学部の判断には、弁護士の助言もあって、以下のような問題点があったと考えられる。

(1) 工学部が、示談の成立をもってセクハラの解消と判断したこと（法律の専門家の判断は、大きな影響力をもったと判断される。）

ちなみに、昨年8月16日に行われた記者会見において、一昨年7月に学生から相談のあった件（以下、第2事案という。）について工学部長は「和解をもってこの件については法的手段が終わったと判断した」と述べている。

(2) 工学部が、示談が成立すれば学長等への報告は必要ないと判断したこと。

ちなみに、上記の記者会見において、第2事案に関し、工学部長は「このように法的手段により解決したものと判断、… 学長等への報告は必要ないと判断したものである」と述べている。

(3) 工学部は、和解が成立すれば、処分がもはや不可能との判断に立っていたようにみえること。

ちなみに上記の記者会見において、弁護士は次のように述べている。

「当事者同志で示談が成立してしまえば、警察が判っていても捜査権限がない、捜査しない。この件についても同様であり、大学が組織として懲戒権限を発動しようとしても、仮に性犯罪があったとしても当事者同士でこの件について和解してしまい、この件についてそれ以上やっては困るんだと訴えれば、大学としてそれ以上のことはできなくなる。そういう性質のものであるということをご理解していただければ。一般論ですよ」と。

(4) 全学防止委員会規則第7条第1項に規定する第一義的な学長等への報告義務が、工学部と他学部の間で、また工学部内でも調査委員会と学部長の間で理解の相違が見られたこと。

ちなみに、上記の記者会見において工学部長が「工学部長はこの防止対策委員会、調査委員会には入れないことになっている。調査委員会の報告を受け、防止対策委員会で事実関係を確認してから工学部長に報告されることになります。学部長はさらに必要な場合には両者からの確認、確認の必要がない場合にはそのまま学長あるいは学内のセクシュアル・ハラスメント防止委員会に報告することに

なります」と述べているように、学長等への第一義的な報告義務は、学部内での事実関係の調査がすべて終了した以降のことと理解されていたようである。

- (5) 示談の成立をもってセクハラの解消と判断したことと関連すると思われるが、調査委員会の迅速な調査努力が教授会に反映されず、被害を受けた学生を教授会として組織的に救済・支援する道が、結果的に閉ざされてしまったこと。

3. 上記の2の(1)～(5)との関連で、次のような問題をもたらすこととなった。

(1) 2－(1)及び(2)との関連

セクハラ問題は、示談によって解消した、従って全学規則第7条に規定する学長等への報告義務も消滅したとの判断は、前工学部長、現工学部長の隠蔽ではないかとの疑念を生ぜしめた。但し、これは弁護士の助言に従ったものであり、積極的に隠蔽を図ったものとは言えない。

なお、今回の2事案については、工学部の規則からみても、示談の成立をもってセクハラの解決とは決して言えないことに留意すべきである。すなわち、工学部の防止規則は、「対策委員会」の任務の一つとして「相談員から苦情相談への対応に関する要請があった場合は、迅速かつ適切に、当該苦情相談に係る救済措置及び解決策を講じなければならない」(第5条(1))と規定し、被害者に対する適切な支援を義務づけている。

こうした規程の趣旨からすれば、セクハラに起因する問題の解決とは、被害を受けた学生に対する加害者の謝罪や心のケアはもちろん、少なくとも正常な修学環境に復帰し得てはじめて言えることである。しかるに、第2回本協議会の議事概要によれば(P3. 下から5行目)、「今回の2つの事例の学生は、未だに休学あるいは大学に出席していない状況が続いている」とのことであり、規則上から言えば、未だに問題は解消できていないことを意味する。弁護士の助言があったとはいえ、示談の成立をもってセクハラが解消したとの判断は、上記の規則の趣旨に照らしても間違った判断とのそしりを免れない。

(2) 2－(3)との関連

和解が成立すればもはや処分不能と考えたとすれば、それはいかにも軽率な判断であったと言わねばならない。この判断のうえに、前記の3－(1)、つまり示談の成立によってセクハラが解消したとの誤った判断が加わり、第2事案の加害教員については処分どころか休職のうえ勧奨退職の扱いにするという容認できない結果を招いた。

また、第1事案の加害者についても、「辞職願を受理すれば……2週間後には自動的に辞職が認められ、雇用関係は解消される」(記者会見における工学部長の発言)との弁護士の助言による民法上の規定を優先し、本学の就業規則に定める30日規定を無視した結果、処分を事実上不可能にする結果となった。弁護士の助言があったとはいえ、前・現工学部長には道義的責任がある。

(3) 2-(4)との関連

本学の「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」第7条に規定する学長等への報告義務は極めて明快である。第一は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じたと判断される場合の第1義的な報告義務(第1項)、そして第二は、対応した苦情相談の結果に関する報告(第2項)から成る2段階構えのシステムである。

にもかかわらず、学部長の学長等への報告義務が、学部内での事実関係の調査がすべて終了した以降のことであると理解し、こうした間違っただけの理解のために、学長等への報告が大幅に遅れたとすれば、大いに問題である。

(4) 2-(5)との関連

工学部の「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則」第5条第8項によれば、対策委員会は、「対応した苦情相談の結果について、学部長に報告するとともに、・・・その結果を山形大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会に報告する」ことが義務づけられている。

対策委員会から学部長に報告があれば、学部長は当然に教授会に報告し、その先の対応策を教授会として審議すべきものと考えられる。しかし、恐らく前述のように、示談成立＝セクハラの解消との前提があった故と考えられるが、教授会における実質審議は平成16年9月2日に至るまでなされず、この間、工学部教授会は自身の規則に則った自浄機能を果たすことが出来なかった。

今回のセクハラ事案は、教授会と対策委員会の関係に不明瞭さを残すことになった。